五十七　内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術　中咽頭がん、下咽頭がん又は喉頭がん（ＴＮＭ分類がＴｉｓ、Ｔ１又はＴ２、Ｎ０及びＭ０である患者に係るものに限る。）

**○農林水産省告示第二百十三号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年十月二十日　第八十一号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人北海道オーガニック推進協会　北海道札幌市中央区大通西二十一丁目三番一号ハイツ大通一階

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

北海道札幌市中央区大通西二十一丁目三番一号ハイツ大通一階

**○農林水産省告示第二百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町崎字滝ケ谷一四三一、三八六二、三八六九の二、三八七〇、三八六〇・三八六九の一・三八六九の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝ケ谷一四三一・三八六〇・三八六九の一・三八六九の三・三八七〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三八六二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市菱町二丁目字高畑二六〇〇から二六〇三まで、字小畑二六〇四、二六〇六、字西ノ入二六一一の一・二六一一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、菱町五丁目字朝日沢九二七の三

(一)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(三)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字熊倉字大上乙八九五

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに桐生市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町川井一五〇五の一、一八四七の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町川井一五〇五の一、一八四七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越三四六三の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越二九三四、二九三六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥越二九三四・二九三六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。